

広島県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和三年広島県告示第三百七十五号で認可した三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画下水道事業三次公共下水道

三 事業施行期間

平成三年一月三十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和三年広島県告示第三百七十五号の事業地のうち、三次市三次町、東酒屋町、十日市南三丁目、十日市南四丁目、南畑敷町、畠敷町、四拾貫町の一部において事業地を変更する